

公 告
令和5年7月3日

周南市ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務

(2) 業務の目的

周南市（以下「本市」という。）が行うふるさと納税業務の内、寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の配送、返礼品の拡充や PR 等を民間事業者に委託することにより、事務の効率化を図るとともに、寄附金の増加ならびに本市の魅力発信を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

(5) 履行場所

周南市内及び本市が指定する場所

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることを要件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）5「コンピューターサービス」の（小分類）3「データ処理」又は5「データのオペレーション」のいずれか、及び（大分類）6「企画・製作」の（小分類）8「ホームページ作成」に登録されていること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年11月1日から令和5年5月31日までに提出し、受付が完了していること。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク(Pマーク)、ISO/IEC27001に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証、又はそれらと同等のセキュリティの規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。

3 参加手続

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市シティネットワーク推進部
シティプロモーション課シティプロモーション担当(担当 村上、辻)
電話番号 0834-22-8238
FAX 番号 0834-22-8224
E-mail citypro@city.shunan.lg.jp
- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法
周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。
URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>
- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書
 - ア 質問方法
質問書(様式1)を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。
 - イ 受付期間
令和5年7月3日(月)から令和5年7月20日(木)までとする。(ただし、受信確認は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとする。)
 - ウ 提出先及び受信確認先
「3(1)担当部局」に示す場所とする。
 - エ 回答方法
令和5年7月24日(月)17時までに周南市公式ホームページに掲

載する。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参。

※持参による受付時間は、土・日・祝日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時までとする。

※郵便による場合は、受取日時及び配達証明ができる方法によることとし、郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議申し立てはできない。

イ 提出期限

令和 5 年 7 月 1 8 日（火） 1 7 時必着。

ウ 提出場所

「3（1）担当部局」に同じ。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果をメール及び文書で通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和 5 年 7 月 2 0 日（木）から令和 5 年 8 月 3 日（木）まで（受付時間帯は、土・日・祝日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時までとする。）

イ 提出場所

「3（1）担当部局」に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も提出期限必着）。

※持参による受付時間は、土・日・祝日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時までとする。

※郵便による場合は、受取日時及び配達証明ができる方法によることとし、郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議申し立てはできない。

エ 提出部数

提出部数は、正本 1 部、副本 1 0 部とする。

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務プロポーザル評価会」が行う。最も評価の高い事業者を最優秀提案者とし、評価結果に基づき、周南市は受注候補者を決定する。

(1) 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション・ヒアリン

グ内容及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価する。

(2) 日程

令和5年8月 18 日 (金) 予定

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則(平成15年周南市規則第51号)の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示した事業規模(提案上限額)を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) その他詳細は、実施要領による。